



平成 22 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 エスエス製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塩野 紀子  
(コード番号 4537 東証第一部)  
問合せ先 財務経理部長 伊東 良宏  
(TEL. 03-3668-4511)

## 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

平成 22 年 4 月 20 日付で、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 異動に至った経緯

ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が、平成 22 年 2 月 15 日より実施しておりました、当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 22 年 4 月 13 日をもって終了し、当社は本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社の普通株式 108,666,190 株の応募があった旨の報告を受けました。

これに伴い、平成 22 年 4 月 20 日（本公開買付けの決済開始日）付で公開買付者の当社に対する議決権所有割合は 50%超となり、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。

また、当社の主要株主である筆頭株主でありました日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社は、その所有に係る当社の普通株式全部について本公開買付けに応募した結果、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご覧ください。

#### 2. 親会社及び主要株主である筆頭株主等の概要

##### (1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

① 名 称	ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社
② 所 在 地	東京都品川区大崎二丁目 1 番 1 号
③ 代 表 者	代表社員 ベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイ リグングス ゲーエムペーハー 職務執行者 トーマス・ハイル 同 クリストフ・ガウガー
④ 事 業 内 容	(1) 株式保有による事業活動の支配管理 (2) 前号に付帯・関連する一切の業務
⑤ 資 本 金	1,000 円（設立日である平成 22 年 1 月 18 日現在）

⑥ 設 立 年 月 日	平成 22 年 1 月 18 日	
⑦ 純 資 産	1,000 円 (設立日である平成 22 年 1 月 18 日現在)	
⑧ 総 資 産	1,000 円 (設立日である平成 22 年 1 月 18 日現在)	
⑨ 大株主及び持株比率	ベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイリグングス ゲーエムベーパー 100%	
⑩ 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社の完全親会社であるベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイリグングス ゲーエムベーパーは、その完全子会社である日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社を通じて、当社普通株式を 70,444,343 株 (株式所有割合: 約 60.2%) 保有しております。
	人 的 関 係	当社の代表取締役会長であるトーマス・ハイル氏及び当社の取締役であるクリストフ・ガウガー氏は、ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社の業務執行社員の職務執行者を兼務しております。
	取 引 関 係	ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社と当社の間には、記載すべき取引関係はありません。

(2) 親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

① 名 称	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社
② 本 店 所 在 地	東京都品川区大崎二丁目 1 番 1 号 ThinkPark Tower
③ 代 表 者	代表取締役会長兼社長 トーマス・ハイル
④ 事 業 内 容	(1) 医薬品の製造、輸出入及び販売 (2) 医薬品原料、医薬部外品、医療器具、健康食品、食品添加物及び食品の輸出入及び販売 (3) 毒物、劇物等の化学薬品、工業薬品の輸出入及び販売 (4) 医薬品物質の開発権及び販売権の他社からの取得並びに他社に対する供与 (5) 不動産、製薬機械装置などの賃貸 (6) ベーリンガーインゲルハイム関連会社に対する経営コンサルティング業務 (7) 医薬品に関連する研究開発の受託 (8) 前各号に関連付帯する一切の業務
⑤ 資 本 金	7,200,000 千円 (平成 21 年 12 月 31 日現在)
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 36 年 6 月 30 日
⑦ 純 資 産	50,936,630 千円 (平成 21 年 12 月 31 日現在)

⑧ 総 資 産	142,672,814 千円 (平成 21 年 12 月 31 日現在)	
⑨ 大株主及び持株比率	ベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイリグングス ゲーエムベーパー 100%	
⑩ 当社との関係	資 本 関 係	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社は、当社普通株式を 70,444,343 株 (株式所有割合：約 60.2%) 保有しております。
	人 的 関 係	当社の代表取締役会長であるトーマス・ハイル氏は、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社の代表取締役会長兼社長を兼務しており、当社の取締役であるクリストフ・ガウガー氏及びゲアハート・ケラー氏は、それぞれ日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社の役員を兼務しております。また、当社の監査役であるセバスチャン 薫 グルゾン氏は、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社の職員を兼務しております。
	取 引 関 係	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社は、当社へ原材料を供給すると共に、当社から製品及び原材料を仕入れております。

### 3. 異動前後における当該株主等の所有に係る議決権の数及び議決権の総数に対する割合

#### (1) ベーリンガーインゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前	—	0 個 (0 株)	0.00%	—
異動後	親会社	108,666 個 (108,666,190 株)	95.70%	1 位

#### (2) 日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前	親会社	70,444 個 (70,444,343 株)	62.04%	1 位
異動後	—	0 個 (0 株)	0.00%	—

(注 1) 「議決権の数 (所有株式数)」について、間接所有分はございません。

(注 2) 「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、平成 22 年 3 月 30 日に提出した第 83 期有価証券報告書に記載の平成 21 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数である 113,554 個を分母として計算しており、議決権のない株式として、同日現在の自己株式 1,158,068 株及び単元未満株式 2,254,115 株 (ただし、自己株式である単元未満株式は除きます。) を控除しております。

(注 3) 「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

### 4. 異動予定年月日

平成 22 年 4 月 20 日 (本公開買付けの決済開始日)

## 5. 今後の見通し

当社の平成22年2月10日付プレスリリース「ベアリング・インゲルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、以下の方法により、当社の発行済株式の全てを取得することを企図しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①当社の定款の一部を変更し、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとする事により、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更すること、②当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③当社が全部取得条項が付された当社普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに普通株式とは別の種類の当社の株式を交付すること等の議案を含む臨時株主総会、並びに上記②の議案を含む当社普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の開催を当社に要請する予定であるとのことです。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された普通株式とされた上で、全て当社に取得され、当社の株主（当社を除きます。）の皆様には当該取得の対価として普通株式とは別の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の株式の数に1株に満たない端数がある株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者が当社の発行済株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記①ないし③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び当社の株主の皆様が当社普通株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者及び当社以外の当社の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該当社の株主の皆様へ交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期については、決定次第、速やかに公表いたします。

なお、本プレスリリースは、上記の株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

本公開買付け及びその後の各手続により当社の完全子会社化が完了した後、公開買付者は、当社を吸収合

併存続会社（会社法第 749 条第 1 項柱書で定義される会社をいいます。）、公開買付者を吸収合併消滅会社（会社法第 749 条第 1 項第 1 号で定義される会社をいいます。）とする吸収合併を行うことを予定しているとのことです。さらにその後、ベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイリグングス ゲーエムベーハー、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社を含むベーリンガー インゲルハイム グループに属する会社の日本におけるグループ会社経営を集約化すること等を目的として、（公開買付者との間の吸収合併後の）当社及び日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社の発行済株式の全てを保有することとなる共同持株会社を設立することが予定されているとのことです。上記の吸収合併及び共同持株会社の設立の実施について、その詳細及び時期は本日現在では未定であり、また、事業環境の変化等の影響によっては、これらを実施しない可能性があるとのことです。

また、当社普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者が上記の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、上記の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行わない予定です。

#### 6. 開示対象となる非上場の親会社等

当社は、本公開買付けの結果、新たに公開買付者を非上場の親会社等として持つこととなりますが、当社の意思決定及び事業活動に与える影響が大きいと考えられる公開買付者の完全親会社であるベーリンガー インゲルハイム アウスランズベタイリグングス ゲーエムベーハーが当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当することになります。

以 上